議第　七　号

栃木県議会会議規則の形式を左横書きに改正する規則の制定について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

令和三年十月十五日

提出者　栃木県議会議員　山形修治
同　小林幹夫
同　野澤和一
同　加藤雄次
同　中屋大
同　吉羽茂
同　池田忠
同　白石資隆
同　早川桂子
同　斉藤孝明
同　保母欽一郎
同　五月女裕久彦

栃木県議会議長　阿部寿一　様

**栃木県議会規則第　号**

**栃木県議会会議規則の形式を左横書きに改正する規則**

（趣旨）

**第一条**　この規則は、栃木県議会会議規則（昭和三十七年栃木県議会規則第一号。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

**第二条**　既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一　既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における下方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二　改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

（用字及び用語の整理）

**第三条**　既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

| | |
|---|---|
| 一　章及び条の番号に用いられている漢数字 | アラビア数字 |
| 二　号の番号に用いられている漢数字 | 左右を丸括弧で囲んだアラビア数字 |
| 三　漢数字（次に掲げるものを除く。）<br>㈠　固有名詞の一部又は全部として用いられているもの<br>㈡　熟語の一部として用いられているもの<br>㈢　数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの<br>㈣　数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。）<br>㈤　一の項及び二の項に定めるもの | アラビア数字 |
| 四　促音に用いる「つ」 | 「っ」 |

２　前項の規定によることが適当でないと認められるときは、議長が別に定めるところによる。

（委任）

**第四条**　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**附　則**

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。